

## 『地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区』 の指定申請について

### 1 総合特別区域(総合特区)制度について

新成長戦略の実現のため、総合特別区域法(H23.8.1施行)により創設された制度。地域の先駆的取組を規制の特例措置等により集中的に推進し、活性化・持続的発展を図る。

申請・指定の状況

		国際戦略総合特区	地域活性化総合特区	計
第1次～ 第3次計	申請数	13	97	110
	指定数	7	37	44
第4次	申請数	1	9	10

### 2 本県からの申請について

国の第4次申請受付に対し、平成25年4月30日に地域活性化総合特区へ申請

- (1) 名称 地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区
- (2) 区域 大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、県立大学、長浜バイオ大学、東北部工業技術センターの区域
- (3) 地域協議会  
産業関係：ニプロ(株)、山科精器(株) -しが医工連携ものづくりネットワーク代表、  
(一社)滋賀経済産業協会、滋賀医療機器工業会  
医療関係：(一社)滋賀県医師会、(一社)滋賀県薬剤師会、滋賀県立成人病センター  
大 学：滋賀医科大学、立命館大学、龍谷大学、長浜バイオ大学、滋賀県立大学  
金融機関：(株)滋賀銀行 支援機関：(公財)滋賀県産業支援プラザ  
地方公共団体：滋賀県、大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市
- (4) 概 要

高齢化に伴う生活習慣病の増加と医療資源不足に備え、“治療から予防への転換”に寄与する新たな医療・健康管理機器の開発とこれを活用した健康支援サービスの提供という新たな地域モデルの構築を通して、生活習慣病予防と健康づくりへの取組を促進し、地域経済の持続的発展と、県民がいきいきと健康に暮らす社会の実現を目指す。

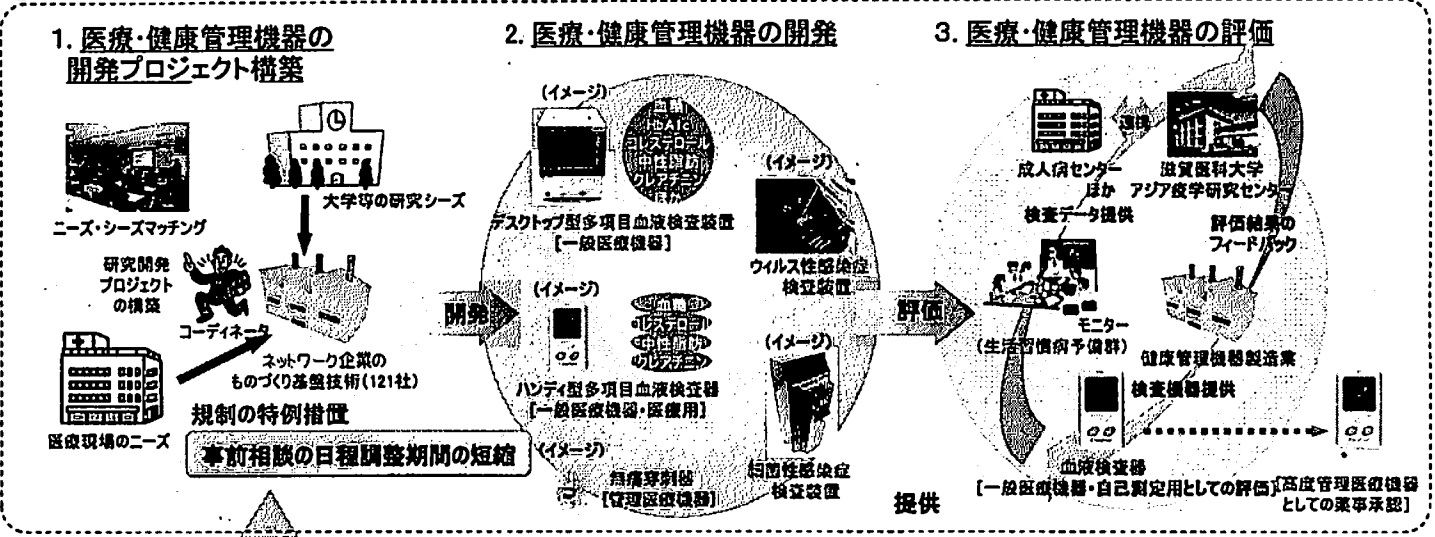
- ①医療・健康管理機器の開発・評価支援プラットフォームの整備
- ②健康管理機器を活用した新たな健康支援サービスの提供

### 3 スケジュール等

時期	事 項
4月	第4次指定申請(4/30)
7月(下旬)	第1次・第2次評価結果およびヒアリング対象の公表
8月(下旬)	指定および推進方針の策定

“世界初”超微量多項目血液検査装置による地域住民への健康支援サービスの提供～地域の“ものづくり力”を活かした“健康づくり”の新たな仕組づくり～

①医療・健康管理機器の開発・評価支援プラットフォームの整備



②健康管理機器を活用した新たな健康支援サービスの提供

